

令和7年3月24日

保険医療機関への行政処分について

令和7年3月14日に開催された中国地方社会保険医療協議会において、「保険医療機関の指定の取消」について諮問した結果、これを了承する答申がありました。

これを受け、中国四国厚生局長は、以下のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

1 行政処分の内容

保険医療機関の指定の取消

名	称	片山医院						
所	在	地	広島県尾道市栗原町8513-1					
開	設	者	片山 壽(かたやま ひさし)					
指	定	の	取	消	年	月	日	令和7年3月31日

2 監査を行うに至った経緯

(1) 中国四国厚生局指導監査課に対し、当該保険医療機関から訪問診療を受けている入居者がいる施設の従業員から、医師は何年も訪問診療に来ず、看護職員が訪問に来ている状況である旨の情報が寄せられた。

また、訪問診療を受けている患者の親族から、何年も訪問診療を受けているが、医師が来たのは初回だけである旨の情報が寄せられた。

(2) 個別指導を実施したところ、当該保険医療機関が交付した訪問看護指示書により訪問看護ステーションの看護職員が訪問看護を行い、点滴注射を行っているにもかかわらず、自院で外来診療、点滴注射を行ったものとして診療報酬を算定していた事例、在宅医療の診療報酬について実態と異なる区分で算定している事例が疑われた。

(3) その後、施設調査及び患者調査を実施したところ、医師の訪問がないにもかかわらず、在宅医療の診療報酬を請求していること、外来受診がないにもかかわらず、再診料等を請求していることなどが強く疑われたことから、監査要綱の第3の1及び2に該当するものとして、令和4年12月15日から令和6年9月5日まで計11回の監査を実施した。

3 取消処分の主な理由

監査において判明した取消処分の理由となる主な事実は、以下のとおり。

- (1) 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた。(付増請求)
- (2) 不正請求に係る事項を診療録に不実記載していた。
- (3) 算定要件を満たさない診療報酬を不当に請求していた。

4 診療報酬の不正請求金額等

監査において判明した不正・不当の金額は、以下のとおり。

- (1)不正請求 85件(6名分) 2,235,264円(令和2年4月分から令和4年8月分まで)
- (2)不当請求 590件(25名分) 16,429,569円(令和2年4月分から令和4年9月分まで)

なお、監査で判明した分以外についても、不正・不当請求のあったものについては、監査の日から5年前まで遡り、保険者等へ返還させることとしている。

5 再指定

原則として、指定の取消日から5年間は、保険医療機関の再指定は行わない。

(参考) 取消処分の根拠条文

- 保険医療機関の指定の取消
- ・健康保険法第80条第6号